

備品管理規程

令和4年5月19日
研究会理事会制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規程は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）会計・経理規程に基づき購入された固定資産について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とし、取得、保存、貸付及び処分に関する手続きその他の事項（以下、「管理」という。）について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 固定資産の管理については、他に特別の定めがある場合を除き、この規程に定めるところとする。

(固定資産の範囲)

第3条 この規程における固定資産の範囲とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産（土地、建物及び附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、美術品・收藏品、船舶、車両運搬具、図書、建設仮勘定その他これらに準ずるものをいう。）
- (2) 無形固定資産（特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェアその他これらに準ずるものをいう。）
- (3) 投資その他の資産（長期前払費用、敷金、保証金、その他の利用権及びこれらに準ずるものをいう。）

2 この規程における固定資産の範囲は、前項第1号及び第2号とする。ただし、図書を除くものとする。

(少額資産)

第4条 前条の固定資産に属さない資産であつて、第1条の目的に基づいて管理されるべき資産を少額資産という。

2 前項に規定する少額資産は、取得価額10万円以上50万円未満の有形固定資産で1年以上使用が予定されているものとする。

(固定資産及び少額資産の分類)

第5条 本研究会が管理する固定資産及び少額資産（以下、「固定資産等」という。）は、別表に定めるところにより分類し、整理するものとする。

(定義)

第6条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 取得 固定資産等を購入し、製作又は自家建設、寄附、交換、現物出資等により所有又は占有すること、並びに改修又は改造による部分が修理の程度を超えて当該固定資産等の価値又は能力を増加させることをいう。
- (2) 保存 固定資産等の効用を維持し、又は権利を保全することをいう。
- (3) 貸付 本研究会員以外のものに使用又は収益させることをいう。
- (4) 処分 固定資産等を売却、交換、廃棄、譲渡等により本研究会の支配から離すことをいう。
- (5) 除却 処分された固定資産等の登録を抹消することをいう。

(固定資産等管理事務の委任)

第7条 固定資産等の管理は、理事長が行う。

- 2 理事長は、固定資産等の管理に関する事務を、会計・経理規程第5条に定める会計責任者と出納担当者（以下、「資産管理役等」という。）に行わせるものとする。

(資産管理役等)

第8条 資産管理役等は、固定資産等の適正な管理を行うとともに、教育・研究に有効な固定資産等の活用に努めなければならない。

- 2 資産管理役等は、固定資産等の管理に関して次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 固定資産等の使用状況を把握すること。
 - (2) 固定資産等の取得、保存、貸付、処分及び除却に関すること。
 - (3) 第11条に規定する管理台帳を整備すること。
 - (4) 固定資産等の日常管理に対する指導助言を行うこと。
 - (5) 固定資産等の実査に関すること。

(管理方法等)

第9条 資産管理役等は、固定資産等の管理を適切に行うため、使用責任者を定めるものとする。

- 2 使用責任者は、固定資産等の使用に当たって、次の各号に定める事項を遵守し、日常管理に当たらなければならない。
 - (1) 保存及び使用の状況を明らかにすること。
 - (2) 軽微な修繕を行うこと。
 - (3) 災害、亡失、き損等の事故を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (4) 有形固定資産のうち、土地、建物、建物附属設備、構築物及び立木竹について、堅

守計画を作成し、実施すること。

- (5) 固定資産等の実査を実施し、報告を行うこと。
 - (6) 固定資産等の適正な使用の確保に関すること。
- 3 使用責任者は、固定資産等を使用する者（以下、「使用者」という。）を常に把握しなければならない。
 - 4 使用責任者は、使用者に変更があった場合は、速やかに資産管理役等に報告しなければならない。

（使用者の義務）

第10条 使用者は、使用責任者の管理監督のもとに、善良なる管理者の注意義務をもって、固定資産等を使用しなければならない。

（管理台帳）

第11条 使用責任者は資産管理者の管理監督の下に、管理台帳を用いて、固定資産等についての増減及び移動を記録するものとする。

第2章 取得

（取得の措置）

第12条 資産管理役等は、固定資産等を取得しようとするときは、別に定める手続きを経なければならない。

（寄附又は交換）

第13条 前条の規定にかかわらず、固定資産等の寄附の受け入れ又は交換する場合は、別に定める手続きを経なければならない。

（取得及び管理台帳への登録）

第14条 資産管理役等は、固定資産等を取得したときは、当該固定資産等を管理台帳に登録しなければならない。

- 2 資産管理役等は、固定資産等のうち機械装置、工具器具備品及び少額資産については、種類ごとに一連の資産番号票を貼付するものとする。

（取得価額）

第15条 固定資産等の取得価額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 購入による場合は、購入代価及び付随費用
- (2) 自家建設又は製造による場合は、適正な原価計算により算定した原価
- (3) 寄附及び現物出資による場合は、再調達価額

- (4) 交換による場合は、公正な市場価額（ただし、譲渡資産と同一種類かつ同一用途の場合は譲渡資産の帳簿価額）

第3章 保存

(保存の原則)

第16条 資産管理役等は、固定資産等を本研究会の施設において適正に保存しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、本研究会以外の施設に保存することができる。

(権利の保全)

- 第17条 資産管理役等は、第三者に対抗するため、登記又は登録（以下、「登録等」という。）の必要がある固定資産等については、関係法令の定めるところより、取得後速やかに登録等を行わなければならない。
- 2 資産管理役等は、前項の登録等の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の手続を行わなければならない。

(保険)

第18条 資産管理役等は、必要と認める場合には、災害等により損害を受けるおそれのある固定資産等について、損害保険を付することができる。

第4章 運用

(所属換)

- 第19条 資産管理役等は、固定資産等の効率的な管理を行うため、本研究会内で固定資産等の所属を移すこと（以下、「所属換」という。）ができる。
- 2 使用責任者は、固定資産等の効率的な管理を行うため、資産管理役等の承認を得て、所属換をすることができる。

(貸付)

第20条 資産管理役等は、本研究会の事務又は事業に支障がないと認められる場合は、別に定める手続きにより理事長の承認を得て、固定資産等を本研究会以外の者に貸し付けることができる。ただし、一時的な貸付の場合は、これによらず貸し付けることができる。

第5章 処分等

(処分)

第21条 資産管理役等は、本研究会において固定資産等を使用する必要がなくなったと

き又は使用することができなくなったときは、別に定める手続きにより、固定資産等を処分することができる。

- 2 前項の固定資産等のうち、次の各号に定める要件を総合的に考慮し重要な財産と判断される固定資産等を処分する際は、本研究会理事会の議決を経なければならない。
 - (1) 当該財産の価額
 - (2) 本研究会の総資産に占める割合
 - (3) 当該財産の保有目的
 - (4) 処分行為の態様及び本研究会における従来 of 取扱い等の事情

(登記等の抹消)

第22条 資産管理役等は、登記等をした固定資産等を処分したときは、理事長に報告しなければならない。

- 2 資産管理役等は、登記等の抹消に必要な措置を行うものとする。

(亡失又はき損)

第23条 使用者は、使用する固定資産等を亡失若しくはき損し、又はその事業を発見したときは、速やかに使用責任者に報告しなければならない。

- 2 使用責任者は、前項の報告を受けたときは、資産管理役等を通じて理事長に報告するとともに、現況を調査し、本研究会の事務又は事業上の障害の発生又は損害の増大等の防止のための措置を講じなければならない。
- 3 使用責任者は、前項の措置を講じたときは、資産管理役等を通じてその旨を理事長に報告しなければならない。

(除却)

第24条 資産管理役等は、次の各号に掲げる事項に該当する場合には、その旨を理事長に報告し速やかに除却を行うものとする。

- (1) 災害又は盗難等により亡失したとき。
- (2) 処分を行い、所有権を抹消したとき。
- (3) 陳腐化又は不適合化により使用を停止したとき。

第6章 固定資産会計

(建設仮勘定)

第25条 工事契約等に基づいて新設、増設又は改良するための全ての支出は、建設仮勘定とし、工事完成後引渡しを受けたとき、遅滞なく該当科目に振替整理するものとする。

(資本的支出及び修繕費)

第26条 固定資産の性能の向上又は耐用年数を延長するために要した支出は、これを資本的支出とし、その固定資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の維持保全のための支出は、修繕費として処理する。

(減価償却の方法)

第27条 償却資産における減価償却の開始は、その資産を取得し、使用を開始した月をもって開始月とする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

3 有形固定資産の残存価額は備忘価格とし、無形固定資産は零とする。

4 減価償却の基準となる耐用年数は、法人税法(昭和40年3月31日法律第34号)の定めるところによる。ただし、受託研究費等により特定の研究目的のために取得した償却資産については、当該研究終了までの期間を耐用年数とする。また、中古資産を寄附等により取得した場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵令15号)に定める簡便な方法により耐用年数を算出するものとする。

5 その他、特に定めのないものについては、法令等に従って会計処理を行う。

(評価減)

第28条 耐用年数の見積もりに当たって予見することのできなかつた新技術の発見等の外的事情により、固定資産が機能的に著しく減価した場合には、この事実に対応して臨時に減価償却を行わなければならない。

2 災害、事故等の偶発的的事情によって固定資産の実体が滅失した場合には、その滅失部分の金額につき、当該固定資産の帳簿価額を減額しなければならない。

第7章 実査

(実査)

第29条 使用責任者は、有形固定資産のうち備忘価格のものを除き、毎事業年度に一度、当該資産の実査を行い、現品の管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめ、資産管理役等を通じ理事長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資産管理役等が必要と認めたときは、随時使用責任者に有形固定資産及び少額資産の実査の実施及び報告を求めることができる。

3 使用責任者は、帳簿記録と現品の照合に差異を認めたときは、その原因を調査し、資産管理役等を通じて理事長に報告するとともに、差異の原因について対策を講じ、再発の防止に努めなければならない。

第8章 その他

(担保)

第30条 理事長は、固定資産を担保に供しようとするときは、資産管理役に命じて速やかに必要な措置を講じなければならない。

(借用資産)

第31条 本研究会が借用する固定資産等の管理については、この規程を準用する。

(規程の改廃)

第32条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、令和4年5月19日より施行する。
- 2 第11条に規定する管理台帳として、公益社団法人 日本理学療法士協会が使用する管財管理簿を用いる。

別表 固定資産等分類表

		分 類	種 目	備 考
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土 地	敷地	
			宅地	
			田	
			畑	
			森林	
			原野	
			牧場	
			池沼	
			鉱泉地	
			墳墓地	
			海浜地	
			雑種地	
			建 物	事務所建物
		住宅建物		
		工場建物		
		倉庫建物		
		雑屋建物		
		建 物 附 属 設 備	水道	
			下水	
			照明装置	
			冷暖房装置	
			ガス装置	
			通風装置	
			消火装置	
			通信装置	
			電信線路	
			電話線路	
			電力線路	
			気送管路	
			空気供給管路	
			昇降機	
			諸作業装置	
		雑工作物		

		分類	種目	備考
		構築物	門	
			囲障	
			水道	
			下水	
			築庭	
			池井	
			舗床	
			照明装置	
			浄化装置	
			消火装置	
			煙突	
			貯槽	
			橋梁	
			土留	
			射場	
			岸壁	
			トンネル	
			軌道	
			無線電信柱	
			灯台	
			望楼	
			昇降機	
			ドック	
		竈及びろ		
		諸標		
		雑工作物		
		立木竹	立木竹	樹木、立木、竹
		機械装置	電気機械	
			通信機械	
			その他	
		工具器具備品	電気機器	※耐用年数が1年以上で1個 又は1組の取得価50万以上 であるもの
			通信機器	
			工作機器	

		分 類	種 目	備 考
			木工機器	※ファイナンスリースで借用した契約期間が1年以上で、1件当たりのリース料総額が300万円以上のもの
			土木機器	
			試験及び測定機器	
			荷役運搬機器	
			産業機器	
			船舶用機器	
			車両及び軌条	
			医療機器	
			特殊用途機器	
			雑機器	
		図書	図書	
		美術品・収蔵品	美術品	
			収蔵品	
		船舶	船舶	水上運搬具含む
		車両運搬具	車両運搬具	
		その他有形固定資産	航空機	
			研究用放射性同位元素	
			医療用放射性同位元素	
			その他有形固定資産	
無形固定資産		特許権	特許権	
		借地権	借地権	
		商標権	商標権	
		実用新案権	実用新案権	
		意匠権	意匠権	
		鉱業権	鉱業権	
		漁業権	漁業権	
		ソフトウェア	ソフトウェア	耐用年数が1年以上で1個又は1組の取得価額が50万円以上であるもののうち、外部に業務処理等のサービスを提供するためのもの、又は法人内の利用において収益獲得又は費用削減が確実と認められるもの

		分 類	種 目	備 考
		その他無形 固定資産	著作権	
			電話加入権	
			電話通信施設利用権	
			電気ガス供給施設利用権	
			水道施設利用権	
			その他無形固定資産	(地上権, 地役権)
少額 資産			電気機器	※耐用年数が1年以上で1個 又は1組の取得価額が10万 円以上50万円未満であるも の
			通信機器	
			工作機器	
			木工機器	
			土木機器	
			試験及び測定機器	※オペレーティング・リース で借用した50万円以上のも の
			荷役運搬機器	
			産業機器	
			船舶用機器	※ファイナンスリースで借用 した50万円以上のものうち、 有形固定資産に該当しな いもの
			車両及び軌条	
			医療用機器	
			特殊用途機器	
			雑機器	